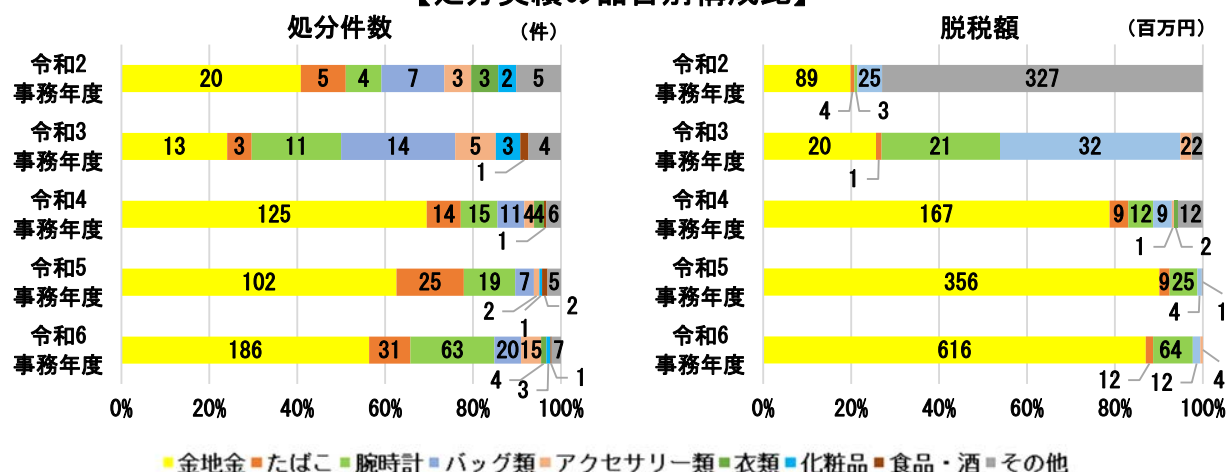


犯則調査トピックス

金地金の処分件数・脱税額が多数を占める

令和 6 事務年度に処分した関税等脱税事件のうち、金地金の密輸入に係るものが処分件数では約 6 割、脱税額では約 9 割と令和 5 事務年度に引き続き多数を占めた。

【処分実績の品目別構成比】

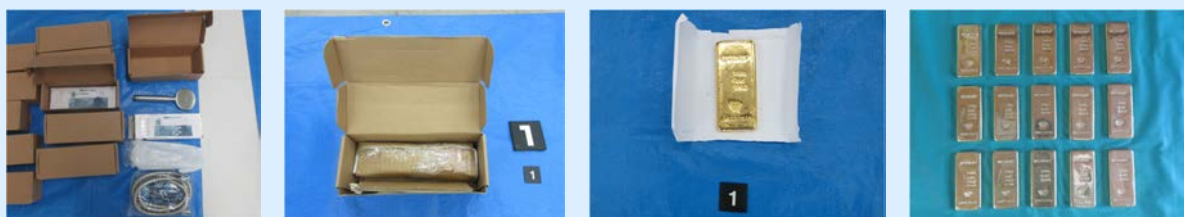


(注) 脱税額は、百万円未満を四捨五入していることから、各品目の税額を合算しても、合計の税額と一致しない場合がある。

金地金脱税事件の告発事例

【事例 1】

犯則者 A が、シンガポールからの航空貨物（シャワーヘッド）に隠匿し、金地金約 15kg を税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 1,470 万円を不正に免れようとした事案を告発した。【令和 6 年 7 月・東京税関】



【事例 2】

犯則者 B が、台湾から本邦到着後に国内線となる予定の航空機に搭乗し、金地金約 6 kg を機内座席シート下に隠匿した上で、国内線となった同航空機に搭乗予定であった犯則者 C が当該金地金を回収することによって、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 530 万円を不正に免れようとした事案を告発した。【令和 6 年 9 月・名古屋税関】

